

# 資 料

# 1 計画策定の経過

年 月 日	策 定 の 経 過	
平成25年10月29日 ～ 平成25年11月15日	杉戸町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	就学前児童の保護者 1,500人 小学生の保護者 1,500人
平成26年6月24日	第1回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議	① 新制度の概要 ② 次世代育成支援行動計画との関連 ③ 策定スケジュール ④ ニーズ調査結果とニーズ量の見込み
平成26年7月7日	第1回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	子ども・子育て支援事業計画について
平成26年10月2日	第2回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議	① 計画骨子と基本理念・基本目標案について ② 事業計画案について ③ 次世代育成支援行動計画の継続事業について
平成26年10月14日	第2回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	(1) 計画骨子と基本理念・基本目標案について (2) 事業計画案について (3) 次世代育成支援行動計画の継続事業について
平成26年11月26日	第3回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議	杉戸町子ども・子育て支援事業計画(素案)について
平成26年12月11日	第3回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	(1) 杉戸町子ども・子育て支援事業計画(案)について
平成26年12月22日 ～ 平成27年1月21日	パブリックコメントの実施	杉戸町子ども・子育て支援事業計画(素案)のパブリックコメントの実施
平成27年1月27日	第4回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議	杉戸町子ども・子育て支援事業計画案に対する意見及び町の考えについて

資 料

年 月 日	策 定 の 経 過	
平成27年1月29日	第4回 杉戸町子どもに やさしい街づくり 推進会議	杉戸町子ども・子育て支援事業計画案に対する意見及び町の考えについて
平成27年2月5日	児童福祉審議会	杉戸町子ども・子育て支援事業計画について
平成27年2月13日	政策会議	杉戸町子ども・子育て支援事業計画の決定について

## 2 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱

平成8年7月1日

告示第54号

改正 平成12年7月1日告示第115号

平成13年3月30日告示第42号

平成14年6月7日告示第77号

平成18年4月21日告示第73号

平成22年3月26日告示第35号

平成25年7月25日告示第117号

(設置)

第1条 児童が健やかに育成されるための環境整備を自主的、計画的に進めるため、埼玉県通知(平成7年7月7日付、児童第661号)に基づき、子どもにやさしい街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務及び事業)

第2条 推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童健全育成及び母子保健に係わる長期的な基本計画の策定
- (2) 前項の円滑な実現のための助言及び提言
- (3) 児童健全育成及び母子保健に係わる各種団体との連携体制の確立
- (4) 児童健全育成及び母子保健に係わる各種情報の収集及び提供
- (5) 各種事務及び事業の年次及び年間計画の策定等
- (6) 子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項及び第61条第7項に規定する意見聴取
- (7) その他、子どもにやさしい街づくり事業の趣旨に合う推進すべきことから

2 推進会議は、次に掲げる実践事業を所掌する。これに際しては、行政主管、関係公共施設、民間団体及び指導者並びにボランティア等、広く町民や企業等の協力を得て、当該事業が定期的、計画的に実施されるよう努めなければならない。

- (1) 子どもの遊び場の確保
- (2) 児童健全育成及び母子保健に関する普及啓発活動及び研修活動
- (3) 児童の自然に恵まれた地域での体験活動
- (4) 児童の老人とのふれあいを推進するための地域交流事業
- (5) 親子のふれあい等を推進するための地域交流事業
- (6) 子どもと家庭の相談事業
- (7) 乳幼児健全育成相談事業
- (8) ジュニアボランティア活動育成等事業
- (9) 父親養育研修事業
- (10) 母子保健に係わる地域活動事業
- (11) 母子栄養管理事業

## 資 料

- (12) 乳幼児の育成指導事業
- (13) 出産前小児保健指導事業
- (14) 産後ケア事業
- (15) 思春期における保健、福祉体験学習指導
- (16) 健全母性育成事業
- (17) その他、子どもにやさしい街づくり事業の趣旨に合う本町独自の事業  
(組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げるもののうち、22人以内を以て構成し、町長がこれを委嘱する。

- (1) 児童相談所等行政機関の実務担当者
- (2) 主任児童委員等知識経験者
- (3) 児童健全育成並びに母子保健に係わる育成団体
- (4) 企業の代表、又は企業の福利厚生に係わる実務担当者
- (5) 協力施設関係の代表又は実務担当者
- (6) 一般公募による子どもの保護者

2 町長は、特別な理由が生じた場合、前項の規定にかかわらず、臨時に推進会議委員を委嘱することができる。

3 前項における者の任期は、町長が適宜定めることができる。

(任期)

第4条 推進会議委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 推進会議に会長1名、副会長2名を互選により置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

(専門委員会)

第7条 推進会議の事務事業を円滑に推進、処理するために、委員中おおむね5名を以て構成する専門委員を置く。

2 専門委員は、会長が指名する。

3 専門委員会に付する事項は、推進会議によって決定されたものとする。

4 専門委員の招集は、専門委員会の代表が会長の了承のもとに行う。

5 専門委員会の代表は、専門委員の互選による。

6 専門委員の任期は、推進会議の任期と同じくする。

(報告書)

第8条 会長は、推進会議の結果について、町長に報告するものとする。

(相互協力)

第9条 児童が健やかに育成されるための環境整備を円滑に推進するため、関係課、関係団体の

協力要請ができるものとする。

(事務局)

第10条 推進会議の事務事業を円滑に推進、処理するために、事務局を子育て支援課子育て支援担当に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年8月20日から平成26年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則(平成12年7月1日告示第115号)

この告示は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日告示第42号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月7日告示第77号)

この告示は、平成14年7月8日から施行する。

附 則(平成18年4月21日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月26日告示第35号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月25日告示第117号)

この告示は、公布の日から施行する。

### 3 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議委員名簿

番号	区分	選 出 団 体		委員氏名	役職
1	知識経験者	杉戸町人権擁護委員	代表	清水 信武	
2	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	高橋 恵子	
3	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	濱田 明美	
4	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	鈴木 恵子	
5	企業	杉戸町商工会	青年部長	加藤 信幸	
6	企業	杉戸町商工会	企業代表	新井 義久	
7	民間協力施設	社会福祉法人ケアネットわかば保育園	園長	難波 京子	
8	民間協力施設	学校法人藤田学園杉戸白百合幼稚園	園長	水野 順子	
9	育成団体	杉戸町区長会	第9-1区区長	山崎 松男	
10	育成団体	杉戸町子ども会育成連絡協議会	会長	新井 ツナ子	
11	育成団体	杉戸町小中学校PTA代表	広島中学校PTA会長	泰楽 秀一	
12	育成団体	杉戸町母子愛育会	分班長	岡崎 宏子	
13	育成団体	杉戸町福祉ボランティア連絡会	会長	秋山 佳彦	
14	育成団体	杉戸町青少年相談員協議会	代表	長岡 孝之	
15	行政機関	埼玉県幸手保健所	担当部長	朝倉 真由美	
16	行政機関	埼玉県越谷児童相談所	副所長	萬燈 章雄	
17	行政機関	杉戸町教育委員会学校教育課	課長	麻生 雅彦	
18	町協力施設	杉戸町立幼稚園代表	中央第二幼稚園長	立岡 猛	
19	町協力施設	杉戸町校長会代表	高野台小学校長	川上 敏彦	
20	子どもの保護者	一般公募		日下部 真樹	
21	子どもの保護者	一般公募		齋藤 慈子	
22	子どもの保護者	一般公募		田中 碧	

## 4 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議

### 設置規程

平成26年4月24日

訓令第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定による子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たり、庁内の関係各課の職員により必要な事項を検討するため、杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の基本方針に関すること。
- (2) 事業計画の案に関すること。
- (3) その他事業計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長は、副町長とし、副委員長は、子育て支援課長をもって充てる。

2 委員長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、庁内会議の設置目的を達成し、解散する日までの任期とする。

(会議)

第5条 庁内会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 庁内会議には、事業計画の策定に際し、調査研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる委員が属する課等の職員のうちから、委員が推薦した者をもって充てる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



別表

役 職 名
副町長
政策財政課長
財産管理課長
総務課長
人権・男女共同参画推進室長
住民参加推進課長
子育て支援課長
健康支援課長
都市施設整備課長
建築課長
産業課長
教育総務課長
学校教育課長
社会教育課長

## 5 用語集

---

### 【ア行】

#### ◆育児休業給付

雇用保険の被保険者の方が、1歳（保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができる制度です。

#### ◆NPO

「NPO」とは「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

#### ◆オレンジリボン運動

オレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

### 【カ行】

#### ◆家庭的保育

保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模の異年齢保育です。2010年4月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担っています。

#### ◆合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

#### ◆子育て支援センター

子育てに関する相談や情報提供、育児サークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭への育児支援を行います。

#### ◆子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指します。

## 【サ行】

### ◆次世代育成支援対策推進法

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年3月31日までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されています。平成27年3月31日までの時限立法でしたが、改正により平成37年3月31日まで延長されました。

### ◆児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。

### ◆ショートステイ

保護者が病気、その他の理由により家庭において、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間預かるサービスです。

### ◆食育

食育基本法の中では、

- (1) 生きる上での基本であって、知育、徳育及び 体育の基礎となるべきもの
  - (2) 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
- と、説明しています。

### ◆スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするボランティアです。学校安全ボランティア。学校安全警備員。

## 【タ行】

### ◆待機児童

入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、保育所の定員を超過するなどの理由で、入所できない児童のことをいいます。

### ◆地域型保育事業

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みです。◇小規模保育（利用定員6人以上19人以下）◇家庭的保育（利用定員5人以下）◇居宅訪問型保育 ◇事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

### ◆トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービスです。

## 【ナ行】

## ◆乳児家庭全戸訪問

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業です。

## ◆乳幼児健康診査

母子保健法第 12 条及び第 13 条の規定により 市町村が乳幼児に対して行う健康診査です。乳幼児健康診査の目的は「乳幼児の病気の予防と早期発見、および健康の保持・健康の増進」にあります。

## ◆認定こども園

就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設です。ベースとなる施設によって、次のように分けられます。・幼保連携型・幼稚園型・保育除型・地方裁量型。

## ◆妊婦健康診査

妊婦および胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療を提供するとともに医療管理を行うことです。

## 【ハ行】

## ◆パブリックコメント

市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのことです。

## ◆病児病後児保育

児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービスです。

## ◆ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

## ◆放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。

## ◆放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取り組みです。

## 【ヤ行】

### ◆養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

## 【ワ行】

### ◆ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。仕事と生活の二者択一ではなくて、仕事も生活も充実させることです。

# 杉戸町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月策定

発行 杉戸町

編集 杉戸町子育て支援課

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29

電話：0480-33-6486